

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

第7期介護保険事業計画に記載の内容				令和元年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止	総合事業においては、従前相当サービス、通所型サービスC、一般介護予防事業に利用者が偏っており、多様なサービスが少ない状況である。そのため、住民主体のサービス立ち上げに取り組む必要がある。	住民主体の通いの場の充実に向けた取り組み	はつらつ元気サポーター養成講座受講者数(累計)⇒59人	フォローアップ講座(8月):12人 養成講座(11月):9名 ⇒受講者数21人 累計65人	◎	サポーターの養成は、前年度以前の方を対象としたフォローアップ講座と新規の講座を継続実施しており、数値としては目標値をクリアしている。しかし、具体的な地域活動に繋がっている方が少ないため、平成31年度は委託事業所を変更し、プログラムや講座終了後まで見据えて実施したが、成果としてはあがっていない。参加者との意見交換会での意見や地域支援事業全体での担う部分を踏まえ、再度制度設計する必要がある。
①自立支援・介護予防・重度化防止	同上	同上	①100歳体操の実施サークル数(累計)⇒13か所 ②100歳体操サークルの参加者数(実人数)⇒130人	①100歳体操サークル数⇒19か所 ②100歳体操サークル参加者数⇒225人	◎	順調にサークル数は伸びている。今後は公民館以外での実施サークルが増えるような支援を検討している。
①自立支援・介護予防・重度化防止	独居世帯や老々世帯が増加している中、介護予防への働きかけや見守り等の支援の必要性が高くなっている。	介護予防把握事業の推進	総合相談で把握した以外の独居高齢者等の実態把握訪問	要介護認定または総合事業対象者であるが、サービスを利用していない独居または高齢者夫婦世帯を抽出し、包括支援センターにより訪問を実施した。 独居:対象者65人 夫婦:対象者66人	◎	サービスを利用していない方の現状把握にはつなげたものの、その対策までには至っていない。次年度も訪問調査を継続しながら、対応策の検討を進める。
①自立支援・介護予防・重度化防止	総合事業においては、従前相当サービス、通所型サービスC、一般介護予防事業に利用者が偏っており、多様なサービスが少ない状況である。そのため、住民主体のサービス立ち上げに取り組む必要がある。	介護予防・生活支援サービス事業の推進	住民主体の居場所(累計)⇒2か所	自治会が主体となり、公民館の目の前にある畑で子どもから高齢者までが参加できる居場所が立ち上がった。立ち上げに関する補助金を活用。	◎	通いの場と同様に立上げまでに時間がかかる取組であるが、目標の2か所立ち上がった。継続して運営できるよう行政としての支援を検討する必要がある。

第7期介護保険事業計画に記載の内容				令和元年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止	総合事業の移行に伴い一般介護予防教室も実施しているが、2次予防教室を開催していた時と比較しても参加者数は増加していない。介護予防への取組強化が必要である。	一般介護予防事業の推進	一般介護予防教室への参加者数(実人数)⇒350人	4種類の教室を実施⇒参加者数304人	○	参加者を増やす対策として、①通年で教室を開催する②必要に応じ送迎を可として実施した。その結果、委託による教室の定員充足率は100%を達成した。また、③参加状況の分析も進めることができた。教室の拡充ができなかったため目標数には達しなかったが、目標数の86.9%は満たしていること及び①～③の内容を踏まえ「○」とした。 令和2年度は通所サービス系の各サービスの連携を進めること、参加者数が少ない栄養・口腔教室の実施方法を検討する。
①自立支援・介護予防・重度化防止	自立支援や介護予防に資するアセスメント力を高めるとともに、ケアマネジメント力の強化に取組む必要がある。	介護支援専門員に対する支援・指導の充実	介護支援専門員への研修⇒3回	・令和元年10月実施(認知症に関する多職種事例検討会) ・令和元年12月実施(質の向上のための研修会) ・令和2年2月実施(認知症ケアに携わる多職種協働のための研修)	◎	毎年複数回の研修実施と自立支援型地域ケア会議におけるOJTにてアセスメント力の向上及びケアマネジメント力の強化に取り組んでいる。また、各包括支援センターでは介護支援専門員から相談を受けられるよう体制も整えている。
①自立支援・介護予防・重度化防止	地域の困りごとを共通認識し、課題解決のため住民や関係機関等と協働して取り組み、多種多様なサービスや取組を創出することが求められている。	生活支援体制の充実・強化	第1層協議体の開催回数⇒3回	第1層協議体の開催回数⇒開催なし	×	平成30年度は第1層と第2層の連携、役割の差別化に対し、行政・社協・包括の3者で規範的統合の研修を実施した。その結果、第1層協議体は第2層から上がった課題について協議する場であると確認した。すでに第2層協議体が立ち上がっている普天間地区、真志喜地区では話し合いを進めている段階であるため、第1層協議体の開催には至らなかった。2層の協議体の状況としては、9月に嘉数地区、2月に宜野湾地区の第2層協議体が立ち上がり、4圏域で立ち上げが終了。

第7期介護保険事業計画に記載の内容				令和元年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止	医療と介護の双方のサービスを必要とする高齢者が増加していくことが想定される。そのため、包括的かつ継続的に在宅での医療と介護を提供されるシステムを構築し、高齢者を地域で支えていく必要がある。	在宅医療と介護の連携促進	・多職種連携研修⇒2回 ・住民への普及啓発⇒2回	・多職種連携研修⇒2回 ・住民への普及啓発⇒2回	◎	中部医師会に委託。アからクの8つの事業のうち、力とキについて目標値を設定している。2月毎に開催される在宅医療推進会議を中心に市の課題を明確にし取り組んでいる。中部医師会に委託している部分の進捗がおもわしくない。他保険者と調整が必要である。
①自立支援・介護予防・重度化防止	地域ケア会議は実施されているが、今後は特に自立支援に向けたケアマネジメントの視点が重要となる。定期的な開催につなげるとともに、運用方法の評価や見直しを図る必要がある。	地域ケア会議の充実	・自立支援型地域ケア会議での検討件数⇒96回 ・個別課題型地域ケア会議の開催回数⇒12回	・自立支援型地域ケア会議での検討件数⇒40件 ・個別課題型地域ケア会議の開催回数⇒6回	△	自立支援型、個別課題型ともに例年通り開催できているが、令和元年度分から数値目標が増加しているため、目標値より下回っている。今後自立支援型については、介護支援員のOJTや自立支援に向けたケアマネジメントの強化につながるよう運営方法について検討を進める予定であり「令和2年度地域包括支援センター運営方針」において重点事項としている。
①自立支援・介護予防・重度化防止	新オレンジプランの7つの柱に準じて、各事業の立ち上げと強化を図る必要がある。	認知症サポーター養成講座や認知症キャラバンメイトの育成	認知症サポーター養成講座受講者数⇒970人	認知症サポーター養成講座⇒開催数23回 ⇒受講者数502人 ⇒累計5,228人	△	目標数を下回っているが、これまで養成講座を実施に向けてアプローチできていなかった小中学校や商工関係にアプローチを進めている。
①自立支援・介護予防・重度化防止	同上	認知症初期集中チームの設置、活動の推進	認知症初期集中支援チーム対応件数⇒8件	認知症初期集中支援チーム対応件数⇒1件	△	地域包括支援センターの総合相談で対応したケースもあり、件数としては伸びなかった。しかし、対応したケースに関しては、チーム内での情報共有を始め、支援方法の検討や訪問につなげることができている。かかりつけ医との連携が深まれば、件数の増加も想定されるため、今後は具体的な連携について工夫、強化が必要である。
①自立支援・介護予防・重度化防止	同上	認知症カフェ等の設置、活動の推進	認知症カフェ設置数⇒7か所	認知症カフェ設置数⇒5か所	△	地域包括支援センター4カ所は継続して実施できたが、新規の達成はできなかった。地域密着型事業所へのアプローチは継続して検討する。

第7期介護保険事業計画に記載の内容				令和元年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止	同上	認知症高齢者等見守りおかえり支援ネットワーク事業の充実	見守りおかえりサポーターの認定団体数⇒46団体	見守りおかえりサポーターの認定団体数⇒39団体	△	目標数は下回ったものの、ITを活用した検索ネットワークの事業化へ向けた取組を進めた。ITを活用した事業の進捗をみながら、従来のネットワークサービスと連携を進めていく予定である。
②給付適正化	地域密着型サービスの充実を図ることにより、住み慣れた地域での在宅生活を継続することができる。	施設整備の促進	地域密着型サービスの事業所数 グループホーム:7事業所 認知症対応型通所介護:2事業所 小規模多機能型:4事業所 地域密着型通所介護:8事業所	・グループホーム⇒整備なし ・単独型認知症対応型通所介護⇒整備なし ・併設型認知症対応型通所介護⇒2事業所 ・小規模多機能型⇒整備なし	△	グループホーム・単独型認知症対応型通所介護については、市区画整備事業の遅れにより、令和元年度内での整備完了が難しい状況となったため、令和2年度に整備を行うこととなった。併設型認知症対応型通所介護については2事業所を整備。小規模多機能型については時期計画での整備を検討。
②給付適正化	H30年度より居宅介護支援事業所の指定・指導権限が移譲されることなどを踏まえ、事業所の指定・指導監督業務の資質向上が求められる。	実地指導の実施	実地指導の実施 H29:12事業所(地域密着型) H30:7事業所(地域密着型) H31:7事業所(居宅介護支援) H32:6事業所(居宅介護支援) ※H29、H30は実績値、H31以降は目標値	R1:実績なし	×	実地指導と指定更新で重複する確認事項があるため、効率化を検討することとした。
②給付適正化	要介護認定の適正化 介護認定調査員及び介護認定審査員の平準化に努める必要がある。	事務局・認定調査員との調整会議を2ヶ月に1回実施し、認定調査に関する内容等の意見交換、認定審査員からの意見等の伝達を行う。また、認定調査員の日直当番制を導入し、他調査員が入力した調査票の内容確認を行い、調査員同士の認識の平準化に努める。	事務局・認定調査員定例会議 奇数月 第4(木)15時～16時	・事務局、介護認定調査員定例会 奇数月の第4(木)の年間6回実施	○	介護給付費等適正化事業の年間計画を作成し、計画どおり認定調査員定例会を実施できた。 介護認定審査会委員向けの県主催の研修は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった。H30年度は市主催の研修を開催したが、継続実施を検討する必要がある。

第7期介護保険事業計画に記載の内容				令和元年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
②給付適正化	ケアプラン点検 居宅介護支援事業者に資料提出を求め又は実地指導を行い、適正なサービスの確保に努める必要がある。	ケアプランの点検によって介護支援専門員の資質向上を支援するとともに自立支援に資する適切なケアプランやサービスの提供となるよう努める。	・実地指導、介護給付適正化システム、トリトンモニターを活用して、不適切な給付実績を抽出し、ケアプラン点検に繋げる。 ・生活援理由書・例外給付による福祉用具貸与理由書・暫定ケアプランの提出の際、ケアプランを点検し、是正及び支援することにより、個々の必要とするサービスを確保するとともに、ケアマネのスキルアップ、質の向上を図る。	・生活援理由書:約90件 ・例外給付福祉用具貸与理由書:約70件 ・暫定プラン:180件 ・文書点検:6件 ・県ケアプラン点検支援事業(6/10)	○	生活援助の確認や軽度者の福祉用具貸与については市内ケアマネとの共通理解が図れてきている。 今後はケアマネ有資格者(嘱託職員)を積極的に活用し現場のケアマネが、自立支援に資するケアプラン作成が出来るよう、より支援していく必要がある。
②給付適正化	住宅改修等の点検 改修工事の内容確認、見積書の点検、実態調査等を行う。また、改修価格の適正化のため、割高な改修工事については聴き取り等行う必要がある。	・住宅改修の事前協議の際、提出資料にて対象者の状態態と改修内容に疑義があれば追加資料の要求や改修前後の実態調査を適宜行う。	提出資料の精査、適宜追加資料の要求、適宜実態調査、内容聴取	住宅改修事前協議約:150件 理学療法士自宅訪問による確認:1件	○	住宅改修事前申請受け取りの際に確認すべき事項や視点をまとめたマニュアルに基づいて点検出来ており、今後も継続していく必要がある。
②給付適正化	縦覧点検・医療情報との突合 介護給付適正化システム、トリトンモニターを活用して、介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数をチェックする必要がある。	算定期間回数制限、重複請求、居宅介護支援請求のサービス実施状況、入退所を繰り返す受給者、軽度の要介護に係る福祉用具貸与品目一覧について重点的に点検を実施する。	毎月国保連から情報提供される帳票を取込み、介護給付適正化システム、トリトンモニターを積極的に活用する。	縦覧点検での過誤調整件数は28件、トリトンモニター活用しての過誤調整は29件となっている。	○	適正でない請求については、請求事業所へ確認及び算定要件の説明を実施している。不適切な請求の多い事業所に対しての実地指導等を今後検討していく必要がある。
②給付適正化	介護給付費通知 受給者本人及びご家族に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげる。	年1回の介護認定更新時期の認定結果通知に同封して通知する。これに併せ、担当ケアマネは、必要に応じて利用者ご家族に対し、サービスの利用状況や利用者本人の状態の維持・改善状況、予後等について説明するものとし、適正な請求に向けた抑制効果や不適切な利用状況の把握といった本来目的の達成のみならず、より効果的な運用を目指す。	介護認定更新通知に同封して通知	介護認定更新通知に同封して通知	◎	～平成29年度までは年3回実施。平成29年以降は年1回の更新時期の結果通知に同封して通知している。